

## 枚方市規則第 25 号

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 児童発達支援（第2条—第24条）
- 第3章 医療型児童発達支援（第25条—第30条）
- 第4章 放課後等デイサービス（第31条—第41条）
- 第5章 居宅訪問型児童発達支援（第42条—第46条）
- 第6章 保育所等訪問支援（第47条—第49条）
- 第7章 多機能型に関する特例（第50条・第51条）
- 第8章 雑則（第52条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条 この規則は、枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 児童発達支援

（従業者の配置の基準）

第2条 条例第6条第1項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 障害児の数が10までの場合 2以上
  - ロ 障害児の数が10を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第2項の規定により機能訓練担当職員を置く場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 条例第6条第3項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員

を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項及び前項に定めるもののほか、条例第6条第1項の規則で定める配置の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 次に掲げる基準

イ 1人以上は、常勤の者でなければならないこと。

ロ 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこと。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上は、専任かつ常勤でなければならないこと。

第3条 条例第7条第1項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士 次に掲げる数

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上

ロ 児童指導員 1以上

ハ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第7条第2項の規定により指定児童発達支援事業所（同条第3項及び第4項の指定児童発達支援事業所を除く。）に機能訓練担当職員を置く場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 条例第7条第3項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

4 条例第7条第4項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 条例第7条第3項又は第4項の規定により同条第3項各号又は第4項各号に掲げる従業者を置く場合には、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

6 第1項第2号イ及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 前各項に定めるもののほか、条例第7条第1項、第3項及び第4項の規則で定める配置の基準は、条例第7条第1項から第4項まで（同条第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は前項の指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第4条 条例第9条第2項の規定により規則で定める配置の基準は、指定児童発達支援事業所における主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、これらの事業所に常時勤務し、専らそれぞれの事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。

（設備の基準）

第5条 条例第10条第2項の規則で定める基準は、指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならないこととする。

2 前項に定めるもののほか、条例第10条第2項の規則で定める基準は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第6条 条例第11条第3項の規則で定める同条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次のとおりとすること。

イ 定員は、おおむね10人とすること。

ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

2 前項に定めるもののほか、条例第11条第3項の規則で定める基準は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と用途を兼ねることができる。

（利用定員）

第7条 条例第12条の規定により規則で定める利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることが

できる。

(支払を受けることができる費用)

第8条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用の内容については、厚生労働大臣が定めるところによる。

(評価を行う事項)

第9条 条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(児童発達支援計画の作成等に係る基準)

第10条 条例第28条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児が希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。
- (2) アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。
- (3) 前号の場合においては、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を行う上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。
- (5) 前号の場合においては、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めて児童発達支

援計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- (6) 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して児童発達支援計画の作成に係る会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案の内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書により通所給付決定保護者及び障害児の同意を得なければならない。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

2 条例第28条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行う。
- (3) モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - イ 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
  - ロ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、第2号の規定による児童発達支援計画の見直しに基づく変更にあたっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じてアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。
- (5) 前号のアセスメントにあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。
- (6) 前号の場合においては、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、第4号の規定によるアセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を行う上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の変更の原案を作成しなければならない。
- (8) 前号の場合においては、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めて児童発達支援計画の変更の原案に位置付けるように努めなければならない。
- (9) 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して児童発達支援計画の変更の原案の作成に係る会議を開催し、児童発達支援計画の変更の原案の内容について意見を求めるものとする。

(10) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の変更の内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書により通所給付決定保護者及び障害児の同意を得なければならない。

(11) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を変更した際には、当該変更した児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(健康診断等)

第11条 条例第34条第2項前段の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとし、同項前段の規則で定める健康診断は、それぞれ同欄に掲げる健康診断とし、同項後段の規則で定める健康診断は、それぞれ同表左欄に掲げる健康診断とする。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断
通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(運営規程に定める重要事項)

第12条 条例第38条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(整備する記録)

第13条 条例第55条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 条例第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第45条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第53条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第14条 条例第56条の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第15条 条例第57条の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者と共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第16条 条例第58条の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数及び共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第162条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第171条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第24条において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第24条において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1の数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次に掲げる登録定員に応じてそれぞれ次に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

イ 26人又は27人 16人

ロ 28人 17人

ハ 29人 18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条



第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第17条 条例第59条において準用する条例第9条第2項の規定により規則で定める配置の基準については、第4条の規定を準用する。

2 条例第59条において準用する条例第24条第3項の規則で定める費用については、第8条の規定を準用する。

3 条例第59条において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については、第9条の規定を準用する。

4 条例第59条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。

5 条例第59条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。

6 条例第59条において準用する条例第34条第2項の規則で定める場合及び健康診断については、第11条の規定を準用する。

7 条例第59条において準用する条例第38条の規則で定める重要事項については、第12条の規定を準用する。

8 条例第59条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の配置の基準)

第18条 条例第60条の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までの場合 2以上

ロ 障害児の数が10を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 前2項に定めるもののほか、条例第60条の規則で定める配置の基準は、第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととする。

(基準該当児童発達支援事業所の設備の基準)

第19条 条例第61条第2項の規則で定める基準は、指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならないこととする。

2 前項に定めるもののほか、条例第10条第2項の規則で定める基準は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(基準該当児童発達支援事業所の利用定員)

第20条 条例第62条の規定により規則で定める利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第21条 条例第63条において準用する条例第24条第3項の規則で定める費用については、第8条第1項の規定を準用する。

2 条例第63条において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については、第9条の規定を準用する。

3 条例第63条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。

4 条例第63条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。

5 条例第63条において準用する条例第38条の規則で定める重要事項については、第12条の規定を準用する。

6 条例第63条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例の要件)

第22条 条例第64条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者及び条例第64条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 条例第64条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例の要件)

第23条 条例第65条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者及び条例第65条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び条例第65条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 条例第65条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第24条 条例第66条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第89条において準用する条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第89条において準用する条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1の数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次に掲げる登録定員に応じてそれぞれ次に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介

護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

イ 26人又は27人 16人

ロ 28人 17人

ハ 29人 18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第89条において準用する条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 医療型児童発達支援

（従業者の配置の基準）

第25条 条例第68条第1項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定医療型児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定医療型児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
  - (2) 児童指導員 1以上
  - (3) 保育士 1以上
  - (4) 看護職員 1以上
  - (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
  - (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項に定めるもののほか、同項各号及び条例第68条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備の基準)

第26条 条例第70条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を備えること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を備えること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を補う設備を備えること。

2 前項に定めるもののほか、条例第70条の規則で定める基準は、指定医療型児童発達支援事業所の階段は傾斜を緩やかにしなければならないこととする。

3 第1項各号に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と用途を兼ねることができる。

(利用定員)

第27条 条例第71条の規定により規則で定める利用定員は、10人以上とする。

(支払を受けることができる費用)

第28条 条例第72条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用の内容については、厚生労働大臣が定めるところによる。

(運営規程に定める重要事項)

第29条 条例第75条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(読替え等)

第30条 条例第77条の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第13条第1項	第38条	第75条
第23条第2項	次条第1項	第72条第1項
第27条第1項及び第28条	児童発達支援計画	医療型児童発達支援計画
第35条	医療機関	他の専門的な医療機関
第44条	体制、前条の医療機関の名称等	体制

- 2 条例第77条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
- 3 条例第77条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
- 4 条例第77条において準用する条例第34条第2項の規則で定める場合及び健康診断については、第11条の規定を準用する。
- 5 条例第77条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同条第3号「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 放課後等デイサービス

##### (従業者の配置の基準)

第31条 条例第79条第1項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 障害児の数が10までの場合 2以上
  - ロ 障害児の数が10を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第79条第2項の規定により機能訓練担当職員を置く場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 条例第79条第3項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上

- (2) 看護職員 1 以上
  - (3) 児童指導員又は保育士 1 以上
  - (4) 機能訓練担当職員 1 以上
  - (5) 児童発達支援管理責任者 1 以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項及び前項に定めるもののほか、条例第79条第1項の規則で定める配置の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 次に掲げる基準
    - イ 1人以上は、常勤の者でなければならないこと。
    - ロ 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこと。
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上は、専任かつ常勤でなければならないこと。
- (準用)

第32条 条例第80条において準用する条例第9条第2項の規定により規則で定める配置の基準については、第4条の規定を準用する。

(設備の基準)

第33条 条例第81条第2項の規則で定める基準は、指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならないこととする。

- 2 前項に定めるもののほか、条例第81条第2項の規則で定める基準は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第34条 条例第82条の規定により規則で定める利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(支払を受けることができる費用)

第35条 条例第83条第3項の規則で定める費用は、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものとする。

(読替え等)

第36条 条例第84条の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条	いう。第52条第2項において同じ	いう
第23条第2項	次条第1項	第83条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第83条第2項
第27条第1項及び第28条	児童発達支援計画	放課後等デイサービス計画

- 2 条例第84条において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については、第9条の規定

を準用する。

- 3 条例第84条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
- 4 条例第84条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
- 5 条例第84条において準用する条例第38条の規則で定める重要事項については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第6号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と読み替えるものとする。
- 6 条例第84条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第37条 条例第85条において準用する条例第9条第2項の規定により規則で定める配置の基準については、第4条の規定を準用する。

- 2 条例第85条において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については、第9条の規定を準用する。
- 3 条例第85条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。
- 4 条例第85条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。
- 5 条例第85条において準用する条例第38条の規則で定める重要事項については、第12条の規定を準用する。
- 6 条例第85条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。
- 7 条例第85条において準用する条例第56条の規定により規則で定める基準については、第14条の規定を準用する。
- 8 条例第85条において準用する条例第57条の規定により規則で定める基準については、第15条の規定を準用する。
- 9 条例第85条において準用する条例第58条の規定により規則で定める基準については、第16条の規定を準用する。
- 10 条例第85条において準用する条例第83条第3項の規則で定める費用については、第35条の規定を準用する。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準)

第38条 条例第86条の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各



号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までの場合 2以上

ロ 障害児の数が10を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 前2項に定めるもののほか、条例第86条の規則で定める配置の基準は、第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の設備の基準)

第39条 条例第87条第2項の規則で定める基準は、指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならないこととする。

2 前項に定めるもののほか、条例第87条第2項の規則で定める基準は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員)

第40条 条例第88条の規定により規則で定める利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第41条 条例第89条において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については、第9条の規定を準用する。

2 条例第89条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。

3 条例第89条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。

4 条例第89条において準用する条例第38条の規則で定める重要事項については、第12条の規定を準用する。

5 条例第89条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。

6 条例第89条において準用する条例第64条の規則で定める要件については、第22条の規定を準用する。

7 条例第89条において準用する条例第65条の規則で定める要件については、第23条の規定を準用する。

8 条例第89条において準用する条例第66条の規則で定める要件については、第24条の規定を準用する。

9 条例第89条において準用する条例第83条第3項の規則で定める費用については、第35条の規定を準用する。

#### 第5章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者の配置の基準)

第42条 条例第91条第1項の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に定めるもののほか、条例第91条第1項の規則で定める配置の基準は、前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(読替え)

第43条 条例第92条の規定による読替えは、条例第8条中「ただし」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」とする。

(設備の基準)

第44条 条例第93条第2項の規則で定める基準は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならないこととする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程に定める重要事項)

第45条 条例第96条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(読替え等)

第46条 条例第97条の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第13条第1項	第38条	第96条
第17条	いう。第52条第2項において同じ	いう
第23条第2項	次条第1項	第95条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第95条第2項
第27条第1項及び第28条	児童発達支援計画	居宅訪問型児童発達支援計画

- 2 条例第97条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
- 3 条例第97条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
- 4 条例第97条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

#### 第6章 保育所等訪問支援

(従業者の配置の基準)

第47条 条例第99条の規則で定める員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に定めるもののほか、条例第99条の規則で定める配置の基準は、同項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所の職務に従事する者でなければならない。

(読替え等)

第48条 条例第100条の規定による読替えは、条例第8条中「ただし」とあるのは、「ただし、第99条第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」とする。

第49条 条例第102条の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項	第38条	第102条において準用する第96条
第17条	いう。第52条第2項において同じ	いう
第23条第2項	次条第1項	第102条において準用する第95条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第102条において準用する第95条第2項
第27条第1項及び第28条	児童発達支援計画	保育所等訪問支援計画
第44条	体制、前条の医療機関の名称等	体制

- 2 条例第102条において準用する条例第28条第2項の規則で定める基準については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
- 3 条例第102条において準用する条例第28条第3項の規則で定める基準については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
- 4 条例第102条において準用する条例第55条第2項の規則で定める記録については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
- 5 条例第102条において準用する条例第96条の規則で定める重要事項については、第45条の規定を準用する。

#### 第7章 多機能型に関する特例

##### (従業者の員数に関する特例)

第50条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第2条第1項第1号、第2項及び第4項、第3条第1項から第3項まで、第6項及び第7項、第25条並びに第31条第1項から第4項までの規定の適用については、第2条第1項第1号、第2項及び第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第3条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第25条中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第31条第1項から第4項までの規定中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2条第5項及び第31条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

##### (利用定員に関する特例)

第51条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第7条、第27条及び第34条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第7条、第27条及び第34条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

- 3 前2項並びに第7条、第27条及び第34条の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項並びに第7条、第27条及び第34条の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

#### 第8章 雑則

第52条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [令和元年12月13日公布]

この規則は、公布の日から施行する。